

事務連絡  
令和2年2月18日

各高齢者施設・住まい } 管理者様  
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等  
の臨時的な取扱いについて

このことについて、令和2年2月17日付けで厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されますが、この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますのでよろしく願いいたします。

具体的な取扱いについては、「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡について、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

**【掲載場所】**

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 感染症関係

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topid=22>)

問合せ先

電話 045-210-1111 (代表)

福祉施設グループ 森 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 岡崎 (内線 4857)

在宅サービスグループ 岡田 (内線 4824)